

畜舎等から発生する悪臭物質の環境濃度について (第二報)

公害室 宮里秀樹 大見謝辰男
野島 翼 本成 充
県公害対策課 我那覇 晃

はじめに

悪臭公害は全国的にみて漸次増加の傾向を示し地方公共団体に寄せられる公害苦情陳情件数の中でも、とりわけ悪臭に係わるものが目立っている。環境庁がこのほどまとめた昭和50年度の全国公害関係調査によると悪臭に係わる苦情陳情件数は、^{*}18,143件である。この全苦情件数のうち、88.4%は市町村での受付であり、残りが都道府県となっている。業種別にみると畜産業が31.3%と最も多く、ついでサービス業、その他の29.0%となっている。沖縄県での実状を昭和50年度の環境白書から調べてみると、公害苦情陳情件数として、悪臭に係わるものが、152件あり、これは全体(400件)の38%にあたり、トップを占めている。これを発生源別にみると、牧畜、養豚、養鶏の三者で、88件あり、これは全体の20%に当たる。また、昭和51年度の県公害白書では悪臭に係わる苦情件数は172件にふえておりこれは全体の44.1%に相当する。悪臭防止法は昭和46年6月1日、公布、一年の暫定期間の後、昭和47年、5月31日、政令、第207号で悪臭防止法施行令が制定された。この法律において、悪臭物質とは、当初、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンの5物質であったが、昭和51年10月1日、悪臭防止法施行令等の一部改正で新たに、アセトアルデヒド、二硫化メチル、スチレンの3物質が追加され、現在では8物質が規制対象物質となっている。その結果、今まで規制が適用されなかつた悪臭公害が、他の公害と同様に“排出等の

規制”の枠内に入れられ、悪臭物質の排出濃度が規制されることとなった。悪臭公害から、住民の生活環境を保全し、健康を保護するには、悪臭防止法を適用することであり、その為には、悪臭防止法、第3条での規制地域指定を行ない、第4条での規制基準値の設定を行なわなければならない。このような現状に鑑み、実態把握のため、畜舎等から発生する悪臭5物質の環境濃度を測定し若干の知見を得たので前回について第二報として報告する。

測定方法

1. 悪臭防止法の規定に準じて行なった。

○硫化水素の標準液

硫化水素ガス(100%) 2mlを注射器で取り、それを EtOH 100ml に定容する。つぎに硫化水素濃度を $4\mu\text{l}/\text{ml}$ になるよう調整しこれを標準液とする。

○メチルメルカプタンの標準液

メチルメルカプタン $1\mu\text{g}/\mu\text{l}$ (ベンゼン溶液)の2mlをベンゼンで200mlに定容する。 $(5\mu\text{g}/\text{ml})$

○硫化メチルの標準液

硫化メチル $0.1\mu\text{g}/\mu\text{l}$ (ベンゼン溶液)の2mlをベンゼンで50mlに定容する($2\mu\text{g}/\text{ml}$)

○トリメチルアミンの標準液

トリメチルアミン $1\mu\text{g}/\mu\text{l}$ (エタノール溶液)の4mlを EtOH で 50ml に定容する。 $(80\mu\text{g}/\text{ml})$

2. 使用機種

- 日立分光光度計 124形
- 島津ガスクロマトグラフィー (GC 6 A)
(臭気分析付加装置)

G C の条件	F P D	F I D
Carrier Gas N ₂	60mℓ/min.	60mℓ/min.
Sensitivity	1	10 ²
Range	8(スタート)	32
Col. Temp.	70℃	70℃
Injection Temp.	150℃	150℃
H ₂	0.6kg/cm ²	0.6kg/cm ²
air	1.1kg/cm ²	0.8kg/cm ²

測定結果及び考察

養鶏場でのメチルメルカプタンの実測値(表1)をみてみるとメチルメルカプタンが全ての鶏舎から検出されており、その平均値も0.037ppmと悪臭防止法でいう規制基準範囲の上限に当たる臭気強度3.5(0.01ppm)をはるかに上まわっている。これは特筆に値することと思う。硫化水素については、その平均値が0.123ppmである。これは規制基準範囲(臭気強度2.5~3.5)内にあると考えられる。硫化メチルとトリメチルアミンについては、殆んどNDとなっており、また検出されたものも規制基準範囲以下で別に問題ないようと思われる。アンモニアの実測値については硫化水素同様に判断して差しつかえないが、アンモニアの分析を行なう際に分析室の環境からの“汚染”に注意すべき事項があり、今後の分析に、なお課題を残していると判断している。現在、アンモニアの分析は窒素気流中のドライボックスの中でその操作は行ない、試薬については、それ専用に他の分析に用する試薬と別扱いとし、通常は、ドライボックスの中に保管している。アンモニア分析用硫酸濾紙の作成、アンモニア分析については、図Iを参照されたし。なお、アンモニア分析用濾紙はマッフル炉中で、500℃、1時間前処理したもの

を使用している。表II養豚場での実測値から、養鶏場同様に硫化水素とメチルメルカプタンが主に検出され、その平均値は硫化水素が、0.222ppm、メチルメルカプタンが、0.019ppmとなっている。これは養鶏場のそれと比較すると、硫化水素については養豚場での実測値が高く検出され、逆に、メチルメルカプタンは養鶏場で高く検出されている。養豚場での硫化メチルとトリメチルアミンについては、殆んどNDとなっており、養豚場同様に解釈される。

表IV魚粉工場における悪臭物質の実測値

表V調査測定期事業所数とその所在地

すでに第一報で報告したように、この工場は付近住民からの苦情も相変わらず多く、苦情を受けて調査を行なうと、たしかに強い悪臭を発し、官能的に悪臭を評価すると臭気強度3.5以上は十分にあると判断される。しかし実際に、魚粉工場からの悪臭物質の環境濃度を測定してみると、工場内から、トリメチルアミンとメチルメルカプタンが確認されたものの、悪臭防止法で明示されている境界ではNDとなっている。

表I 養鶏場における悪臭物質の実測値

(単位 ppm)

養鶏 場名	採 氣 年月日	悪臭物質		硫化 水素	メチルメ ルカプタ ン	硫化 メチル	トリメチ ルアミン	アンモ ニア
		II						
1	昭和51年 5月20日	境 界 I	0.040	0.009	0.003	—	—	4.50
		II	0.033	0.009	0.002	—	—	—
2	5月25日	境 界	N D	N D	N D	—	—	0.23
	9月20日	境 界 I	N D	0.12	N D	Trace	—	—
		II	N D	0.061	N D	N D	N D	—
3	6月8日	境 界 風 上	N D	N D	N D	—	—	—
		II	N D	0.038	N D	—	—	—
4	6月16日	境 界 風 上	N D	0.017	N D	—	—	—
		I	0.33	0.079	N D	—	1.0	—
		II	0.034	0.023	N D	—	—	—
5	昭和52年 3月2日	境 界	0.010	0.024	N D	N D	—	—
6	3月9日	II	0.008	0.011	N D	N D	0.78	—
7	3月29日	I	0.26	0.019	N D	—	—	—
		II	0.032	0.003	N D	—	—	—
8	5月12日	I	0.33	0.082	N D	N D	1.5	—
		II	0.21	0.016	N D	—	—	—
9	6月14日	I	0.74	0.10	N D	—	1.2	—
		II	0.31	0.035	N D	—	—	—

表Ⅱ 養豚場における悪臭物質の実測値

(単位 ppm)

養豚 場名	探 気 年月日	成 分 採気場所					
			硫化 水素	メチルメル カブタン	硫 化 メチル	トリメチ ルアミン	アンモ ニア
1	昭和51年 5月25日	畜 舎 内	4.4	0.037	Trace	—	—
		境 界 I	1.5	ND	0.004	—	—
		〃 〃 II	1.6	0.015	Trace	—	—
2	6月8日	境 界風上	ND	0.17	ND	—	—
		境 界	ND	0.086	ND	—	—
3	10月13日	境 界 I	ND	ND	ND	—	—
		〃 〃 II	0.110	ND	ND	—	—
4	昭和52年 2月15日	境 界 I	ND	ND	ND	—	—
		〃 〃 II	0.064	0.007	ND	—	—
5	2月18日	境 界風上	0.010	Trace	ND	—	—
		境 界	0.018	0.003	ND	ND	0.29
6	〃 〃	境 界 I	0.011	Trace	ND	ND	—
		境 界 II	0.028	0.005	ND	—	—
7	3月2日	境 界	0.022	0.003	ND	—	—
8	3月9日	境 界	0.017	0.007	ND	ND	0.70
9	〃 〃	境 界	0.012	0.003	ND	ND	0.83
10	〃 〃	境 界	0.009	Trace	ND	ND	0.70
11	3月29日	境 界 I	0.064	0.04	ND	—	—
		境 界 II	0.270	0.016	ND	—	—
12	5月12日	境 界	0.110	0.008	ND	ND	0.60
13	5月19日	境 界	0.280	0.056	ND	—	0.55
14	〃 〃	境 界 I	0.100	0.014	ND	—	—
		境 界 II	0.130	0.014	ND	—	—
15	〃 〃	境 界	0.120	0.008	ND	—	0.86
16	5月23日	境 界	0.020	0.006	ND	—	2.1
17	〃 〃	境 界 I	0.640	0.051	ND	—	0.60
		境 界 II	0.035	0.004	ND	—	—
18	〃 〃	境 界 I	0.040	0.003	ND	—	1.6
		境 界 II	0.034	0.004	ND	—	—
19	6月14日	境 界 I	0.716	0.056	ND	—	—
		境 界 II	0.614	0.053	ND	—	—

表Ⅲ 養牛場における悪臭物質の実測値

(単位 ppm)

養牛 場名	探 気 年月日	成 分 採気場所					
			硫化 水素	メチルメル カブタン	硫 化 メチル	トリメチ ルアミン	アンモ ニア
1	昭和52年 3月2日	境 界	0.019	0.005	ND	ND	—

表Ⅳ 魚粉工場における悪臭物質の実測値

(単位 ppm)

魚粉 工場	探 気 年月日	成 分 採気場所					
			硫化 水素	メチルメル カブタン	硫 化 メチル	トリメチ ルアミン	アンモ ニア
1	昭和51年 8月28日	工 場 内	—	—	—	0.001	—
		境 界	—	—	—	Trace	—
1	10月13日	工 場 内	ND	0.01	ND	ND	—
		境 界 I	—	—	ND	ND	—
		境 界 II	ND	ND	—	ND	—
		工場から 風下50m の場所	—	—	—	ND	—

表V 調査測定事業所数及び所在地

業種 市町村名	養豚場	養鶏場	養牛場	魚粉工場
沖縄市	9	3	1	
名護市	3	2		
石垣市	3	1		
那覇市		1		
宜野湾市	1			
具志川市	1			1
糸満市		1		
本部町	1			
読谷村	1	1		
計	19	9	1	1

○魚粉工場から発する臭気強度と規制物質の定量

限界は次のように考えられる。

トリメチルアミン標準溶液80ng/μlの1μlが前述のガスクロマトグラフィ条件では定量限界である。アミン捕集装置で50L吸引し、トリメチルアミンの80ng絶対量を採取したと仮定すると

$$80\text{ng}/50\text{L} \therefore 1.6\text{ng/L}$$

これは $4 \times 10^{-4}\text{ μl/L} \therefore 0.0004\text{ ppm}$ である。

トリメチルアミンの法規制範囲、臭気強度 2.5 ~3.5に対応する濃度は、0.005~0.07 ppmである。表IV某魚粉工場の工場内から採気したトリ

メチルアミンの定量値が、0.001 ppm（計算値0.0007 ppm）であった。しかし官能的には臭気強度4と判断された。ただしガスクロマトグラフのチャート紙には悪臭の原因物質と考えられる不明ピークが顕著に現われていたがその確認は行なっていない。

悪臭苦情は、時として、全量的な悪臭として捉えなければならない場合があり、悪臭防止法でのガスクロマトグラフィーによる物質規制、及びその濃度規制は説得力を欠いた、依然として問題を抱えていると言えるのではないだろうか。

図-I アンモニア用硫酸漉紙の作成

- アンモニアの分析操作と漉紙を硫酸に浸す操作は点線までの左図で行なう。
- 硫酸漉紙の乾燥操作は点線から右図で行なう。

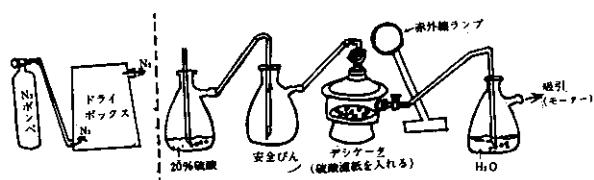


図-II 各規制基準値における測定件数とその割合

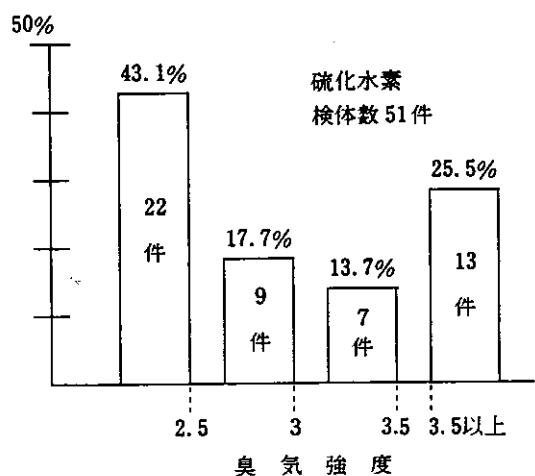
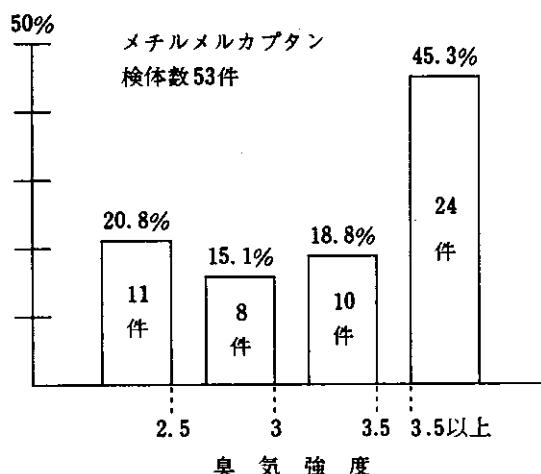


図-III 各規制基準値における測定件数とその割合



悪臭防止法でいう規制基準値、臭気強度2.5～3.5に対応する濃度範囲で問題になるのは、今までの実測結果から判断すると、硫化水素とメチルメルカプタン等が考えられる。

図II、図IIIは硫化水素とメチルメルカプタンの実測値を規制基準値として、臭気強度2.5、3.0、3.5で線引きしたものである。硫化水素について臭気強度2.5で規制基準値を設定すると、規制基準値に適合するのは、43.1%であり、残りの56.9%は規制基準値に適合しないということになる。臭気強度3.0で線引きすると、39.2%が規制基準値に適合しないということになる。一番ゆるい規制基準値、臭気強度3.5で線引きしたとしても規制基準値に適合しないのが25.5%もあり、図IIIのメチルメルカプタンについては、更に悪く、規制基準値、臭気強度3.5で線引き、すると45.3%が規制基準値に適合しないという結果になる。

（第9回沖縄県公衆衛生学会 報告）

V 参考資料

悪臭防止法による悪臭成分の分析

（島津ガスクロマトグラフィー講座）

※昭和52年8月1日付環境公害新聞からの記載